

各種委員の公募

市の各事業・施設の運営を審議する審議会・協議会等の委員を公募します。詳しくはお問合せください。

	社会教育委員	公民館運営審議会	図書館協議会	特別職報酬等審議会
募集人員	1人	2人	1人	1人
職務内容	社会教育に関し、教育委員会に助言するため、計画の立案、調査研究、諮問の答申等を行う	館長の諮問に応じ、公民館の各種事業の企画実施につき調査審議する	図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館奉仕に関し、館長に対して意見を述べる	特別職の報酬等に関する事項について議論し、意見を述べる
応募資格（共通）	次の①～③のすべてを満たす人。①市内に居住または市内の事業所に勤務する人 ②市職員、市議会議員でない人 ③暴力団員でない人			
応募資格（個別）	学校および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う人、学識経験のある人		市長および市議会議員の選挙権を有する人	
任期	令和5年4月1日～令和7年3月31日			
応募方法	申込書に必要事項を記入し、400字以上800字以内の小論文（書式自由、各テーマは下記のとおり）を添えて、持参または郵送のいずれかの方法で提出			
応募期限	令和5年1月6日（金）必着			
報酬	年額 35,000円	日額 8,000円	年額 20,000円	日額 8,000円
小論文のテーマ	社会教育に期待すること	公民館に期待すること	図書館に期待すること	特別職の報酬のあり方について
問合せ先	社会教育課 ☎ 43-5232	中央公民館 ☎ 43-5038	市立図書館 ☎ 53-0234	総務課 ☎ 43-5001

お知らせ

思いやり・命を大切に 園児らが「人権の花」運動

☎ 社会教育課 ☎ 43-5232

法務省では、花の種子などを協力して育てることで、子どもたちに生命の尊さを学んでもらおうと「人権の花」運動を実施しています。今年は広田保育園、志知幼稚園、榎列保育所、阿万保育所の4施設が同運動に取り組みました。

また、神戸地方法務局洲本支局の職員と市内の人権擁護委員らによる人権教室が10月28日に志知幼稚園、11月1日に阿万保育所でありました。同運動を行う施設などを対象に行われた同教室には3～5歳の園児ら



人権教室に参加した阿万保育所の園児ら

が参加。両日あわせて53人が、人権擁護委員の話や紙芝居を見たりして、思いやりや命の大切さを学びました。

お知らせ

一人暮らし高齢者等の緊急通報システム設置補助

☎ 地域包括支援センター ☎ 43-5237

在宅高齢者等が緊急時に、ボタンを押すと広域消防へ通報できる「緊急通報システム」の設置を補助します。急病などの緊急事態の際に、迅速な援護につながります。

補助対象者 おおむね65歳以上の一人暮らしの人または高齢者のみの世帯、重度身体障害者のみの世帯

※システムの利用には固定

の電話回線が必要。申請の際には近隣に住む協力員（3人以上）が必要で**費用負担** 所得税非課税世帯は設置費の自己負担なし。所得税課税世帯は設置費（1万3000円＋税）は自己負担。毎月の機器使用に必要な電気代・電話代は利用者負担となります。

※申請方法など、詳しくはお問合せください

お知らせ

「ストップ滞納!!」税の徴収強化月間スタート 市の税金や料金は納期限までに納めましょう

☎ 税務課 ☎ 43-5213

市では、皆さんの暮らしを支える行政サービスに必要な財源を確保するため、債権（市税・保険料・保育料・使用料・貸付金など）の管理・回収を強化しています。

12月は税の全島一斉徴収強化月間です。淡路島内3市と洲本県税事務所は税負担の公平性を確保するために、財産の差押えなどの滞納対策を強化します。納め忘れがないよう、納期限内に必ず納めましょう。

「つっかり忘れ」の防止に 口座振替を

税金などの納付には、口座振替が利用できます。口座から自動的に引き落とされるため、納めに行く手間が省け、納期限を忘れてしまっても安心です。市内の金融機関や市役所の各担当課で申込みができます。

また、市役所本館1階では、納付書があれば土日祝日（開庁時間内のみ）も納付することができます。ほか、市税は納期限内であれば、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます。

※納期限内に納付が困難な場合は、各担当課にご相談ください

納期限は12月26日（月）

- ①国民健康保険税・・・【6期】
- ②介護保険料・・・・・・・【5期】
- ③後期高齢保険料・・・【6期】

(問) ①税務課 ☎ 43-5213
②長寿・保険課 ☎ 43-5217
③長寿・保険課医療保険係 ☎ 43-5257

◆口座振替・コンビニ納付等ができる市税・料金

	対象科目	口座振替	コンビニ・スマホ決済
市税	市県民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）、固定資産税、国民健康保険税	○	○
保険料	介護保険料、後期高齢者医療保険料	○	×
保育料	保育料、延長保育料、一時保育料、こども園保育料、給食費（保育所・こども園）	○	×
その他	学童保育利用料、アフタースクール利用料、市営住宅使用料、福良財産区駐車場使用料	○	×

お知らせ

高齢者世帯の火災警報器設置補助

☎ 地域包括支援センター ☎ 43-5237

高齢者世帯の火災警報器の新規設置、取り換えにかかる費用を補助します。

火災警報器は法律や条例で、すべての住宅に設置が義務づけられています。また、取り換え時期の目安は約10年です。

住宅に設置していない、または取り換え時期になった世帯の人は、お問合せください。

補助対象者 高齢者のみの



世帯で、所得税が非課税または免除されている世帯に属する人

※電池交換は対象外

※事前の申請が必要です。申請方法など、詳しくはお問合せください

お知らせ

原付・小型特殊自動車・軽自動車などの手続きをお忘れなく

☎ 税務課 ☎ 43-5213

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点の所有者に1年分の税金が課税されます。トラクターなどの小型特殊自動車や原動機付自転車、軽自動車などを売却、譲渡、廃棄したときは、名義変更や廃車の手続きを行ってください。

農地や事業所内で使う小型特殊自動車は、道路を走らなくても軽自動車税の申告が必要です。お持ちの車両で申告していないものがありましたら、申告してナンバープレートの交付を受けてください。

3月末は窓口が混雑します。

※1の廃車にはナンバープレート、名義変更には譲渡証明書、新規登録には販売証明書または廃車証明書、譲渡証明書を持参してください。2の手続きに必要なものは、同協会（☎ 42・0409）にお問合せください

① 原動機付自転車、小型特殊自動車／市役所総合窓口センターまたは税務課

② 125cc超二輪車、軽四輪車、軽三輪車／南あわじ市家用自動車協会